

大阪信愛学院短期大学紀要規程

- 第1条 大阪信愛学院短期大学紀要は、本学専任教員が中心となり、その業績を集約し公開するものであり、本学の教育研究活動の推進ならびに学会の発展に貢献することを目的として刊行するものである。
- 第2条 本紀要は、年1回発行する。(表紙右上肩にISSN 0286-9195、国際標準逐次刊行物番号を附す)
- 第3条 本紀要は、原著論文、その他第1条に掲げる目的を達成するための諸論文や記事などを掲載する。
- 第4条 本紀要に掲載される原著論文は投稿によるものとし、投稿資格のある者は本学専任教員およびこれに準ずる者とする。
なお、投稿についての詳細は別に定める。(紀要投稿規程)
- 第5条 本紀要に掲載された論文の著作権は、大阪信愛学院短期大学に帰属するものとする。
- 第6条 本紀要の編集は、紀要編纂委員会で行う。
- 附 則
- 1 この規程は平成7年4月1日より施行する。
 - 2 この規程は平成15年4月1日より施行する。

大阪信愛学院短期大学紀要投稿規程

1. 投稿資格
投稿資格のある者は本学専任教員およびこれに準ずる者とする。なお、共著者はこの限りではない。
2. 投稿原稿の種類
未公刊の原著、またはこれに準ずるもので、和文または英文のいずれかとする。
3. 投稿の申し込み
投稿を希望するものは、紀要編纂委員会まで申し込まなければならない。なお、投稿内容については委員会で調整を行うことがある。本学生命倫理委員会の規定対象となる論文については、事前に審査を受けるものとする。
4. 投稿原稿の執筆
原稿は、原則として図・表などを含み、刷り上がり12頁以内とする。
原稿の執筆に関する詳細は執筆要項に従う。
5. 執筆原稿の提出
執筆要綱に準拠した完成原稿を紀要編纂委員会に提出しなければならない。紀要に記載される論文には受付日が記され、掲載は原則として受付順とする。
6. 投稿原稿の査読と校正
編纂委員会は、提出された原稿についての修正・加除を求めることがある。
校正は2回を原則として所定の期限内に執筆者が行う。なお、校正段階での修正・加除は認めない。
7. 投稿原稿の返却
提出された原稿は、紀要が発行されるまで返却しない。
8. 著者負担
図・表などのトレース、およびアート紙の使用やカラー印刷など特別な印刷の実費は、著者が負担する。
9. ウェブサイトでの公開
紀要に掲載された投稿原稿は電子化し、本学ウェブサイトで公開する。
付. 本規程は大阪信愛学院短期大学紀要規程第4条に基づくものである。

(平成30年4月1日)